安平町地域福祉総合計画

第3期計画(案)に関する意見募集

安平町地域福祉総合計画 第3期計画 (案)、パブリックコメント手続きを実施します。本計画は、町 民一人ひとりが住み慣れた地域で安心した暮らしができる地域社会の実現を目指すことを目的に策定す るものです。お気づきの点やご意見をお寄せください。

1 意見募集の対象

安平町地域福祉総合計画 第3期計画 (案)

2 公表する資料

安平町地域福祉総合計画 第3期計画 (案)

3 資料の閲覧方法等

①下記の場所において閲覧できます。

健康福祉課福祉グループ (総合庁舎)、住民サービス課住民サービスグループ (総合支所)

②町ホームページに掲載しています。

※町ホームページをご覧になれない方は、下記までお問合せください。郵送などでお届けします。

4 意見の提出方法及び場所

意見記入票により提出してください。意見記入票と同様の項目を記述している場合は、任意による 書面でも構いません。

※正確な意見内容を把握したいため、お電話による意見は受け付けません。

①持参:下記へ提出願います。

健康福祉課福祉グループ (総合庁舎)、住民サービス課住民サービスグループ (総合支所)

- ②郵送:安平町健康福祉課福祉グループ (総合庁舎) へ郵送してください。
- ③ファクシミリ:意見記入票を健康福祉課(MX297076)へ送信ください。
- ④電子メール:意見記入票を添付もしくはメール本文等によりメール送信ください。

健康福祉課福祉グループ: fukushi-tantou@town.abira.lg.jp

5 意見募集期間

- 10月13日(火)17時15分まで
 - ①持参の場合:月~金(祝日を除く) 8時30分~17時15分
 - ②郵送の場合:10月13日(火)付けの消印まで有効
 - ③ファクシミリ、電子メールの場合:24時間受付(土、日、祝日含む)

意見募集期間の締切日は、10月13日(火)17時15分まで。

6 提案対象者

安平町町民参画推進条例第2条に規定する「町民」を対象とします。

- ①町内に居住または通勤・通学している方
- ②町内において事業を行い、または活動を行う個人または法人その他団体

7 意見集約による公表及び意見に対する応答

意見集約後、寄せられた意見と町の考え方等について、公表します。

- ①下記において公表します。
 - ・健康福祉課福祉グループ (総合庁舎)・住民サービス課住民サービスグループ (総合支所)
- ②町ホームページに掲載します。

8 その他

- ①意見記入票については、提案について詳しく内容をお聞きする場合や、町で協議した結果等をお 知らせする時のため、住所・お名前・ご連絡先を必ず記載してください。
- ②募集の対象案件と直接関係のないご意見等については、パブリックコメントの意見として取り扱わない場合があります。

9 問合せ

健康福祉課福祉グループ (〒 059 - 1595 安平町早来大町 95 番地)

☎ 29 7071 FM 29 7076 Email: fukushi-tantou@town.abira.lg.jp